

経 済 産 業 省

20180906 貿 局 第 1 号
輸入注意事項 30 第 25 号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月14日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正
について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年9月14日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成１９年３月６日付け輸入注意事項１９第４号）

改 正 後	現 行
平成１９年３月５日付け経済産業省告示第４９号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記１（１）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成１９年４月１日以降は、下記により行います。	平成１９年３月５日付け経済産業省告示第４９号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記１（１）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成１９年４月１日以降は、下記により行います。
記	記
１～４ （略）	１～４ （略）
５ その他の事項 （１）～（８） （略） （９）１の（２）の⑤によりワシントン条約動植物の生体を輸入通関した場合であつて、以下の条件を満たす場合には、３の（４）の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を６年を超えない日（<u>やむを得ない理由により必要があると認めるときは、６年に必要な日数を加えた日</u>）まで延長することができる。 ①・② （略） （１０） （略） [別紙様式１] ～ [別紙様式７] （略）	５ その他の事項 （１）～（８） （略） （９）１の（２）の⑤によりワシントン条約動植物の生体を輸入通関した場合であつて、以下の条件を満たす場合には、３の（４）の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を６年を超えない日まで延長することができる。 ①・② （略） （１０） （略） [別紙様式１] ～ [別紙様式７] （略）